

2020年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分）受験者の官庁訪問について

令和2年12月9日（水）
各省庁人事担当課長会議申合せ

令和2年度司法試験の試験日程の変更と併せて2020年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分）（以下「法務区分」という。）の実施が変更されたことに伴い、「2020年度大学等卒業予定者等の採用について」（令和2年2月12日（水）各省庁人事担当課長会議申合せ）中、「4 2020年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分）受験者の官庁訪問」は、各省庁において十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、以下のとおり取り扱うこととする（別紙参照）。

- (1) 官庁訪問の開始は、3月1日（月）（以下「訪問開始日」という。）の午前9時以降とする。
- (2) 各省庁は、第一次試験実施日である2月7日（日）から訪問開始日午前9時までの間は、受験者に対する業務説明や面接等採用に向けた行為は一切行わないこととする。
特に、訪問開始日前の2月26日（金）から2月28日（日）までの間は、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接は行わないことを徹底する。
- (3) 各省庁は、2月26日（金）の午前9時から、電話等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問の予約を受け付けることができる。
各府省は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。
- (4) 内定の解禁は、3月4日（木）午前9時以降とする。
各省庁は、3月4日（木）午前9時までの間は、受験者に対し、内定に類似するような言動は一切行わないこととする。

(5) 上記(1)から(4)までについては、原則として2020年度総合職試験(院卒者試験)(法務区分)から採用されることを希望している受験者に対してのみ、適用することとする。

(6) 新型コロナウイルス感染症予防対策の観点や遠隔地から訪問する受験者の交通事情等を十分に勘案するとともに、受験者間の公平性を配慮した上で、ウェブ面接等を積極的に活用することとする。

また、受験者間の公平性を担保するため、ウェブ面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより学生の評価に差がつかないように最大限の配慮をする。

2020年度総合職試験(院卒者試験)(法務区分)官庁訪問スケジュール

月	2月	...	2月			3月			
日	7		26	27	28	1	2	3	4
曜日	日		金	土	日	月	火	水	木
	第 一 次 試 験 日		最 終 合 格 発 表 日	訪 問 の 予 約 が 可 能 (午前9時以降)					内 定 解 禁 (午前9時以降)

接触禁止期間
(※第1次試験日から開始)

- (1) 訪問開始日前の2月26日(金)から28日(日)までの間も接触禁止期間中であり、各省庁とも、受験者に対し、業務説明や面接は行わない。
- (2) 各省庁は、2月26日(金)の午前9時から、電話等の方法により、訪問開始日の午前9時以降の官庁訪問を受け付けることができる。
各省庁は、官庁訪問の予約を受け付ける場合には、あらかじめ、その旨及び予約の受付等の方法について、ホームページ及びその他の方法で、受験者に対し的確に情報を提供しなければならない。
- (3) 授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分勘案して面接等を行うこととする。
- (4) 受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利な取扱いを行わない。
- (5) 受験者が学事日程等に合わせて訪問することが可能となるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。
- (6) 新型コロナウイルス感染症予防対策の観点や遠隔地から訪問する受験者の交通事情等を十分に勘案するとともに、受験者間の公平性を配慮した上で、ウェブ面接等を積極的に活用する。